

雇用保険に入っていないパートの 産休取得 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

雇用保険に入っていないパートの産休取得 簡単まとめ

雇用保険に入っていないパートの産休取得の権利

雇用保険の加入状況にかかわらず、全てのパート労働者は労働基準法に基づき産休を取得できます。産前休業は出産予定日の6週間前（多胎妊娠は14週間前）から請求により取得可能で、産後休業は出産翌日から8週間（うち6週間は絶対的に就業禁止）です。

産休中の主な経済支援

1. **出産育児一時金:** 公的医療保険から、原則子供1人につき50万円が支給されます（2023年4月以降）。
2. **出産・子育て応援交付金:** 自治体から妊娠届出時と出生届出後に合計10万円相当の支援があります。
3. **出産手当金:** 勤務先の健康保険に加入していれば、産休中に給与が支払われない場合に支給されます。

雇用保険未加入の場合、育児休業給付金や出生時育児休業給付金（産後パパ育休）、2025年4月開始の出生後休業支援給付金は受給できません。

雇用保険に入っていないパートの産休取得 簡単まとめ

社会保険料の免除・軽減

- ・ **国民年金:** 第1号被保険者は産前産後期間の保険料が免除されます。2026年10月からは育児期間中（子が1歳になるまで）も両親共に免除予定です。
- ・ **国民健康保険:** 2024年1月から産前産後期間の保険料が軽減されます。
- ・ **厚生年金・健康保険:** 被保険者は産休・育休中の保険料が免除されます。

その他

- ・ **配偶者の扶養:** 収入減により税法上の扶養に入れる場合があります。2025年から配偶者控除の所得要件が緩和される見込みです。
- ・ **自治体独自の支援:** 各自治体で異なる支援制度があります。

企業側の対応

企業は産休申請を適切に受け付け、不利益な取り扱いをしない義務があります。パートでも週所定労働20時間以上、31日以上雇用見込みがあれば雇用保険加入対象です。2028年10月からは週10時間以上に適用拡大予定です。企業は両立支援等助成金も活用できます。